

再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

再生可能エネルギー関連企業誘致プロモーション動画制作業務委託

2 目的

本県本市沖で洋上風力発電事業が先進的に展開されるなか、本市では全国に先駆けて再生可能エネルギーの導入が進んでおり、令和5年1月には、国内初の洋上風力発電所の運転が開始されたほか、今後一般海域においても多くの事業が計画されている。

今後、さらなる再生可能エネルギー導入が見込まれる中、関連する再生可能エネルギー発電事業者や同エネルギーから生み出されるクリーン電力を必要とする企業の誘致を促進するため、本市の再生可能エネルギーの導入状況や関連産業の状況、事業環境等を市内外に広くPRするためのプロモーション動画を作成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

4 業務の内容

以下の業務内容を踏まえた上で、本事業の目的に沿った映像を作成すること。
なお、制作した動画は事業者や市民に向け広く配信していく。

(1) 制作方針

次の内容を盛り込み制作すること。

ア 再生可能エネルギーに関する本市ならではの特徴を捉え、その魅力を強く印象付ける映像

イ 本市への再生可能エネルギー関連企業の誘致を想定し、本市の事業環境が伝わる映像

ウ 空撮を利用するなど、視聴者の興味関心を引きつける独自性のある映像

※撮影箇所：秋田港洋上風力発電所、下新城地区再エネ工業団地予定地 など

(2) 制作条件

ア 映像内の表現等は受託者の自由とする。

イ 映像に使用する音響（効果音、BGM等）および映像（CG等）は、受託者が自ら使用許可を取るか、著作権フリーなものとする。なお、市が提供する音響および映像等も使用することができるものとする。

ウ 撮影に必要な器具（カメラ等）は受託者が準備するものとする。

エ 映像の編集、各施設の撮影許可およびドローン等の器具を使用する際の使用許可等は、受託者が行うものとする。

オ 動画の完成まで市と複数回協議を行うものとする。

カ 完成した動画は事業者や市民に向け広く配信するため、出演者、協力者等にはその旨の了承を得ること。

(3) 動画の仕様

ア 動画の本編は5～7分程度とすること。また、この動画の他に、時間を短く編集した1～2分程度のダイジェスト版を別途制作すること。

イ WMV形式とMP4形式の2種類を作成すること。

ウ 画面比率（アスペクト比）は16：9とし解像度はフルHD以上とすること。

5 進捗管理方法

(1) 受託者は契約後、速やかに事業計画書を作成し、提出すること。

(2) 映像がイメージできる資料を用意し、市の意見を汲み取った上で撮影を行うこと。

(3) 映像制作に必要なハードウェアおよびソフトウェアについては、すべて受託者が用意すること。

6 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。

7 個人情報の取扱い

(1) 受託者は、個人情報の取扱いに係る責任者および作業者を定め、あらかじめ書面により委託者に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う作業場所を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

(3) 委託者は、受託者が本業務に関し個人情報の漏洩等の事故を発生させた場合は、当該事故に関する情報を公表することができる。

(4) 委託者は、受託者が個人情報の取扱を適正に行っていないと認めるときは委託契約の解除をすることができる。

(5) 受託者が上記個人情報の取扱い規定に違反したことにより、委託者が損害を被ったときは、委託者は損害賠償の請求をすることができる。

8 議事録

受託者は、本業務の遂行において協議事項の内容を確認するため、打合せの都度議事録を提出し、本市の承認を得るものとする。

9 成果品

本業務において納入する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 実施結果の概要をまとめた報告書（A4縦、横書き、製本）2部および電子媒体
- (2) 制作した映像を録画したDVD 5枚
 - ア WMV形式
パソコンおよび家庭用DVDプレーヤーで再生可能であり、かつ複製が可能な形式とし、市販のプラスチックケースに入れること。
 - イ MP4形式
パソコンおよび家庭用DVDプレーヤーで再生可能であり、かつ複製が可能な形式とし、市販のプラスチックケースに入れること。
- (3) 本市が希望する場面ごとの静止画（PNG形式、JPEG形式）

10 留意事項

- (1) 本業務は他の第三者に再委託することはできない。ただし、業務の一部に限り、市の承認を受けていれば、業務を委託することができる。
- (2) 本業務での成果品（報告書も含む）を第三者に閲覧および譲渡してはならない。なお、本業務終了後も同様とする。
- (3) 作成した映像の著作権は全て市に帰属する。また市は、成果品を加工および二次使用することができるものとする。
- (4) 本業務に関し、受託者の行為により第三者に危害を与えた場合は、受託者がその責任を負うこととする。
- (5) 業務終了後に国の方針および事業者の方針により映像の内容に修正が必要になった場合は、受託者は修正および差し替えを行うものとする。

11 その他

本仕様書記載事項および本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに本市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。